

公益社団法人中播広域シルバー人材センター

理事会運営規程

(目的)

第1条 公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）の理事会の運営に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、本規程の定めるところによる。

(構成等)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じて、理事及び監事以外の職員、会員その他第三者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、やむを得ない事情がある場合を除き、毎月開催する。

3 臨時理事会は、招集権者が必要と認めたとき、及び第5条第2項ないし第6項に該当する場合に開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は代表理事（理事長及び副理事長）が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事が事故あるときは、各理事が理事会を招集するものとする。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

5 招集権者は、本条第2項又は前項前段の請求があった場合には、その請求があった日から、2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

6 理事全員の改選直後の理事会は、各理事がこれを招集する。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行う

ものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

4 役員改選後の最初の理事会は、前項の規定により総会終了後直ちに開催し、理事長、副理事長、常務理事を互選して、代表理事及び業務執行理事を定めるものとする。なお、予めこの旨を役員の就任予定者に通知しておくものとする。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長が当たり、正副理事長に事故がある場合又は理事全員改選直後の理事会の場合には、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 理事会は法令で定められた次の事項について決議する。なお、これについては理事に委任することができない。

(法定事項)

- ① 重要な財産の処分及び譲り受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選任、解任
- ④ 従たる事務所、重要な組織等の設置、変更、廃止
- ⑤ 内部統制の整備
- ⑥ 理事又は監事の法人に対する賠償責任の免除
- ⑦ 代表理事及び業務執行理事の選定・解職

- ⑧ 社員総会の招集等に関する事項
 - (ア) 総会の日時、場所
 - (イ) 総会に付議すべき議案
 - (ウ) 総会に出席できない正特会員に対する書面による議決権行使の可否
 - (エ) その他法令省令で定める事項
- ⑨ 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書、並びに財産目録、事業計画書、収支計算書等の承認
- ⑩ 理事の競業取引及び利益相反取引の承認
- ⑪ その他法令及び定款に定める事項
- (その他)
 - ① 必要な事項に関する規定等の制定、改廃
 - ② 理事長、副理事長、常務理事の選任、解任
 - ③ 正特会員、賛助会員の入退会の承認
 - ④ 組織及び人事・給与の関する事項
 - ⑤ 理事報酬が総額方式の場合における各理事の報酬額
 - ⑥ 事務費の額の決定
 - ⑦ 重要な事業、その他の契約の締結、変更、解除
 - ⑧ 争訟の処理
 - ⑨ その他理事会において必要と認める事項
- 2 理事長は、前項の決議事項（法令事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。
但し、この場合にあっては、理事長は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。
- 3 副理事長は、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、前項に準じて業務を執行することができる。

（報告）

- 第 11 条 代表理事（理事長及び副理事長）及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。
- 2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
 - 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

- 第 12 条 理事会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した代表理事及び監事がこれに署名し又は記名押印をしなければならない。
- 2 前項の議事録は、10 年間（保存期間は永久）この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

（欠席者に対する通知）

- 第 13 条 代表理事は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及

び監事に対し議事録の写し及び資料を配布してその結果を報告しなければならない。

(事務局)

第 14 条 理事会の事務局には、事務局長またはその代理があたるものとする。

(補則)

第 15 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 24 年 11 月 9 日から施行する。